

vol.2301

# 税務・財務 ニュース

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、より豊かな人生が送れるものと確信しています。私どもは、これらの情報をお客様のお役に立てていただければと願っております。ご自身にどう当てはめたらよいのかをお考えいただき、ご不明な点がございましたら、一緒に検討させていただきたく存じます。税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、少しでも貢献できればと願います。

友弘 正人

[ 今月のテーマ ]

## 中小企業倒産防止共済の基礎知識

[ contents ]

- ◆ 掛金について
- ◆ 共済金・一時貸付金について
- ◆ 解約手当金について



税理士法人 トータル財務プラン  
行政書士法人 トータル財務プラン  
一般社団法人 トータル財務プラン  
株式会社 トータル財務プラン  
友弘正人公認会計士事務所

〒651-0087 神戸市中央区御幸通3丁目1番8号  
ライオンズ三宮ビル2F

TEL : 078-221-7711 FAX : 078-221-7717

info@topp.co.jp <https://topp.co.jp>

# 中小企業倒産防止共済の基礎知識

## 1. はじめに

中小企業倒産防止共済という制度をご存じでしょうか。中小企業倒産防止共済制度とは、取引先事業者が倒産した際に、中小企業が連鎖倒産や経営難に陥ることを防ぐための制度です。掛金を必要経費として算入することができるため、既に多くの方がご加入されていると思いますが、勧められて加入したけど、詳しくは理解できていないかも…という方もいらっしゃるかもしれません。

今回は、中小企業倒産防止共済について改めてご説明させていただきます。既にご存じの方もこの機会と一緒に復習していきましょう。

## 2. 掛金について

掛金月額は、5千円単位で5千円～20万円までの範囲で自由に選択することができ、掛金総額が800万円に達するまで積み立てることができます。払い込んだ掛金は、法人税の場合は損金、個人の場合は必要経費に算入できます。

### ① 減額・増額

掛金月額は、必要に応じて変更することができ、減額または増額を希望する場合、希望月の5日までに中小機構が書類を受理すれば、希望月より増減額後の掛金月額が引き落とされます。

減額申請の書類が6日以降に受理された場合、希望月は減額前の掛金月額が引き落とされ、翌月に減額後の掛金月額が引き落とされます。希望月で引き落とされた超過分は、2か月後以降の掛金月額として充当され、充当する掛金月額がなくなると引き落としが再開します。

掛金月額を5万円から2万円に減額した場合の引き落とし額

	前月	希望月	翌月	2か月後	3か月後	4か月後
本来の掛金月額	5万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円
① 希望月の5日までに書類を中小機構が受理した場合	5万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円
② 希望月の6日から翌月5日までに書類を中小機構が受理した場合	5万円	5万円	2万円	引き落としなし	1万円	2万円
			当月分 2万円	+ 2か月後分 2万円	+ 3か月後分 1万円	

また、増額申請の書類が6日以降に受理された場合、希望月は増額前の掛金月額が引き落とされて、翌月に増額後の掛金月額と希望月の掛金月額の差額分が合わせて引き落とされます。



## ② 前納

掛金は、翌年1年以内の任意の月数分を前払いすることができます。これを前納といいます。掛金を前納した場合、前納月数1か月あたり、1,000分の0.9に相当する額を前納減額金として受け取ることができます。また、前納した掛金は、支出した事業年度の経費にすることができます。前納は、前納希望月の5日までに申請手続きをしなければなりません。前年に引き続き前納を行う場合であっても、改めて申請が必要となります。

## ③ 掛止め

掛金総額が掛金月額の40倍以上に達している場合は、掛金の払込みを止めることができます。また、共済金の借入れを受けた場合も、6か月間払込みを止めることができます。

# 3. 共済金・一時貸付金について

取引先事業者が倒産したことにより売掛金債権等の回収が困難となった場合に、共済金の借入れを受けることができます。また、取引先事業者が倒産していなくても、臨時に事業資金が必要になった場合に借入れすることができる一時貸付金制度があります。

## ① 共済金について

共済借入金は、被害額と掛金総額の10倍に相当する額のいずれか少ない額が借入限度額となり、原則50万円～8,000万円まで5万円単位の額で借入れが可能です。返済については、6か月の据置期間が経過した後、返済期間が5年の場合は54か月、6年の場合は66か月、7年の場合は78か月の均等分割によって毎月返済しなければなりません。返済期間は、借入額に応じて変わります。返済期日までに返済できなければ、年14.6%の違約金が課せられます。共済金の借入れは無利子ですが、借入れ後は、借入額の10分の1に相当する額が払い込んだ掛金から控除されます。

② 一時貸付金について

臨時に事業資金が必要となった場合、掛金納付月数が12か月以上であれば、解約手当金（下記4.の③の場合）の95%を上限として借入できる制度です。借入額は30万円以上で、5万円単位の額になります。返済方法は期限一括償還となっており、返済期間は1年です。返済期日までに返済できない場合、年14.6%の違約金が課せられ、返済期日から5か月を経過しても返済ができない場合、掛金を取り崩して返済及び違約金の納付に充てられます。利息については、借入れ時に一括前払いとなっています。

## 4. 解約手当金について

解約には3種類あり、それぞれ支給率が異なります。いずれも掛金納付月数が12か月未満の場合は、解約手当金を受けることができません。また、任意解約をする場合、掛金納付月数が40か月未満であれば、解約手数料がかかります。なお、掛金の一部解約はできません。解約手当金は、雑収入として全額課税対象となります。

- ① 任意解約・・・共済契約者が任意でいつでもできる解約
- ② みなし解約・・・個人事業主の死亡や法人の解散・分割で解約されたものとみなす場合
- ③ 機構解約・・・12か月分以上の掛金の滞納や貸付け等に不正があった場合に中小機構が行う解約

掛金納付月数	①任意解約	②みなし解約	③機構解約
1か月～11か月	0%	0%	0%
12か月～23か月	80%	85%	75%
24か月～29か月	85%	90%	80%
30か月～35か月	90%	95%	85%
36か月～39か月	95%	100%	90%
40か月以上	100%	100%	95%

## 5. 最後に

今回は、中小企業倒産防止共済についてのご説明をさせていただきました。万が一に備えることができ、節税対策にもなるこの制度を上手に活用するためには、制度の内容を正しく理解しておくことが大切です。ここでは解決できなかったご不明点や、さらに詳しい説明をお聞きになりたいことなどございましたら、弊社の担当者へご相談ください。

執筆者 松本 沙耶香